

令和元年度

実地指導等における指摘事項

介護サービスの担い手である事業者は、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保のため、介護保険法等の各種関係法令を遵守する必要があり、保険者においても、介護サービスの適切な実施を確認し介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保に努めるため、介護保険法等に規定された指導等を実施しています。

各事業者におかれましては、それぞれのサービスに定められた基準をご確認いただき、基準を充足することで足りるとすることなく、事業の適切な実施及び運営の向上に努めるようお願いいたします。

うるま市 福祉部 介護長寿課

1. 地域密着型通所介護における指摘事項

①生活相談員の配置について

- ・生活相談員の配置のない日がある

☞事業者は、指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数の生活相談員を配置することが必要です。

②介護職員の配置について

- ・介護職員の配置の不足している日がある

☞事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあっては1以上確保されるために必要と認められる数を配置することが必要です。

③機能訓練指導員の配置について

- ・機能訓練指導員の配置のない週がある

☞事業者は、事業所ごとに機能訓練指導員を1以上配置しなければならないが、機能訓練指導員の配置については勤務時間数の定めはないため人員基準に反するものではないが、サービスの質を確保した配置を行うことが必要です。

④食堂及び機能訓練室について

- ・平面図上に記載のない固定物（テレビ台等）が設置されている

☞事業所の食堂及び機能訓練室は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上としなければならないが、固定物等の食堂及び機能訓練室として利用ができない部分については、面積から除くことが必要です。

⑤内容及び手続の説明及び同意について

- ・同意を得る際の日付の記載や署名がない
- ・同意日が印字されている

☞事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得なければならないが、同意を得る際には日付の記載や署名漏れのないよう留意することが必要です。

⑥受給資格等の確認について

- ・被保険者証の確認の有無が分からない
- ・被保険者証の写しの要介護認定の有効期間が切れている

☞事業者は、指定地域密着型通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないため、被保険者証を確認したことが分かるよう記録することが必要です。

⑦サービスの提供の記録について

- ・機能訓練等の内容の記録がない
- ・サービスの提供時間や入浴の有無についての記録が保険給付の内容と異なる

☞事業者は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供しなければならないことから、適切な記録に努めることが必要です。

⑧利用者負担割合の確認について

- ・利用者の負担割合を確認した旨の記録がない

☞事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けなければならないため、利用者の負担割合を確認した際には確認した旨の記録を残すことが必要です。

⑨サービスの質の評価について

- ・自己評価に関する取り組みが実施されていない

☞事業者は、自ら提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないため、利用者及びご家族へのアンケート聴取や従業者等による自らの業務に係る評価など、定期的な自己評価に取り組むことが必要です。

⑩地域密着型通所介護計画の作成について

- ・地域密着型通所介護計画の内容が漫然かつ画一的
- ・従業者が共同して作成したことが確認できない
- ・居宅サービス計画の内容が反映されていない
- ・利用者へ交付したことが確認できない
- ・評価の実施、評価についての説明が行われていることが確認できない

☞事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を、居宅サービス計画の内容に沿って、従業者が共同して作成し、その内容について利用者またはその家族に対して説明し利用者の同意を得、当該計画を利用者に交付しなければならない。また、従業者はそれぞれの利用者について、当該計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならないため、従業者が共同し利用者一人一人に合わせた計画を作成するよう努め、実施状況や評価についての説明を行うことが必要です。

⑪従業者の勤務の体制について

- ・作成された勤務表の内容が人員基準を満たしていない
- ・介護職員等が調理員として従事している時間を介護職員等としての時間に含んでいる

☞事業者は、利用者に対し適切な地域密着型通所介護を提供できるよう、月ごとの勤務表を作成し従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしなければならず、介護職員等が調理員として従事する場合は時間を区分することが必要です。

⑫従業者による指定地域密着型通所介護の提供について

- ・別法人からの出向による配置である従業者が存在する
- ・事業所の従業者としての給与等の支給が無く雇用形態が不適切である

☞事業者は、事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならないため、労働基準法等を遵守し、事業所の従業者として適切な雇用、給与等の支給を行うことが必要です。

⑬研修の機会の確保について

- ・年間の研修計画が策定されていない
- ・内部研修の研修内容が不明瞭である
- ・外部研修への参加がない

☞事業者は、従業者の資質の向上のために研修の機会を確保するとともに、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めることが必要です。

⑭非常災害対策について

- ・非常災害に関する具体的計画が策定されていない
- ・関係機関への通報及び連携体制が整備されていない

☞事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行い、日頃から消防団や地域住民との連携を図り火災等の際に消化・避難等に協力してもらえような体制作りを行うことが必要です。

⑮個人情報の利用に係る同意について

- ・文書による同意が得られていない
- ・同意日が印字されている

☞事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならないため、記載漏れ等に留意し、文書による同意を得ることが必要です。

⑯苦情処理について

- ・苦情を受け付けるための意見箱等の設置が行われていない
- ・苦情の内容等を記録するための様式等が整備されていない

☞事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならないため、意見箱等の設置、記録するための様式等の整備、苦情対応マニュアルの策定等により、体制を整えることが必要です。

⑰運営推進会議における記録の公表について

- ・運営推進会議の記録が公表されていない

☞事業者は、運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより事業所による利用者の抱え込みを防止し、地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保を図ることが必要です。

⑱事故発生時の対応について

- ・事故が発生した場合の対応方法が定められていない

☞事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講じなければならない、事故が発生した場合の対応方法についてはあらかじめ事業者が定めておくことが望ましいものであるため、事故発生時の対応についてのマニュアル等を策定し、速やかな対応ができるよう体制を整えることが必要です。

⑲延長サービスを行った場合の加算の算定について

- ・所要時間 8 時間未満の前後に連続して延長サービスを提供し加算を算定している

☞指定地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合の加算については、所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定地域密着型通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合に算定できる加算です。

⑳2 時間以上 3 時間未満の地域密着型通所介護費の算定について

- ・厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者でない者に対し算定している

☞2 時間以上 3 時間未満の地域密着型通所介護費を算定できる利用者は、心身の状況から長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から初めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難である者に対してのみ算定できるものです。

②個別機能訓練加算（Ⅰ）の算定について

- ・利用者の個別機能訓練の内容が類似している
- ・利用者の居宅への訪問が行われていない
- ・個別機能訓練計画の評価が行われていない
- ・個別機能訓練計画の作成時点で評価日が印字されている

㊦個別機能訓練加算（Ⅰ）は、①サービス提供時間帯を通じて専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していること②利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し心身の状況に応じた機能訓練を行っていること③機能訓練指導員等が共同して利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し当該計画に基づき計画的に機能訓練を行っていること④3月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問した上で利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等をおこなっていることのすべての要件を満たす場合に算定できる加算です。

②サービス提供体制強化加算（Ⅱ）の算定について

- ・介護職員の人員基準欠如により算定要件を満たしていない

㊦サービス提供体制強化加算（Ⅱ）は、①指定地域密着型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数うち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること②定員超過利用・人員基準欠如に該当していないことのすべてを満たす場合に算定できる加算です。

③介護職員処遇改善加算について

- ・夜間（宿泊サービス提供時）のみ勤務している介護職員に対し加算を充当している

㊦介護職員処遇改善加算は、介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てるものであり、介護保険外のサービス提供時間（宿泊サービス等）のみ介護職員として従事する従業者については対象となりません。

④変更届の提出について

- ・生活相談員の変更の際の変更届が提出されていない
- ・機能訓練指導員の変更の際の変更届が提出されていない

㊦事業者は、厚生労働省で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を市町村長に届出なければならないため、変更届の提出漏れの無いよう留意することが必要です。

⑤労働条件の明示について

- ・労働条件についての書面による交付が行われていない

㊦労働基準法により、労働者を雇い入れたときは、下記の事項について書面の交付による明示を行うことが必要です。

- 一、契約期間に関する事
- 二、期間の定めがある契約を更新する場合の基準に関する事
- 三、就業場所、従事する業務に関する事
- 四、始業・就業時刻、休憩、休日などに関する事
- 五、賃金の決定方法、支払時期などに関する事
- 六、退職に関する事

⑳賃金の支払いについて

- ・労働時間に応じた賃金の支払いが行われていない

㊦労働基準法及び最低賃金法により、使用者は労働者に対して、最低賃金額以上の賃金を通貨で支払わなければならないため、労働時間に応じた適切な賃金の支払いを行うことが必要です。

㉑労働者の休日について

- ・毎週少なくとも1回の休日を与えていない職員が存在する
- ・夜勤明けの日を休日として取り扱っている

㊦労働基準法により、使用者は労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならないため、夜勤明けの日を除き毎週少なくとも1回の休日を与えることが必要です。

㉒年次有給休暇の取得について

- ・有給休暇の計画的な取得が行われていない
- ・夜勤明けの日には有給休暇を取得させている

㊦労働基準法により、使用者は労働者に対して有給休暇の日数のうち5日については付与した日から1年以内の期間に、労働者ごとにその時期を定めることにより与えなければならない、有給休暇を取得した労働者に対して不利益な取扱いをしないようにしなければならないため、夜勤明けの日については有給休暇を取得させることができないことに留意し、計画的な有給休暇の取得に努めることが必要です。

㉓労働に関する記録の保存について

- ・終業時刻の記録がなく労働時間が不明な従業者が存在する
- ・夜間（宿泊サービス提供時）の介護職員の始業及び終業時刻の記録がない

㊦労働基準法により、使用者は労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他の労働関係に関する重要な書類を3年間保存しなければならない、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を適正に記録し、労働時間を把握することが必要です。

㉔労働者に対する健康診断の実施

- ・定期的な健康診断が実施されていない

㊦労働安全衛生法及び労働安全衛生規則により、事業者は常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を行うとともに、健康診断の結果を記録しておかなければならず、労働者の健康管理に努めることが必要です。

2. 指定通所介護事業所等の設備を利用した宿泊サービスにおける指摘事項

①宿泊サービスの提供について

- ・長期的に利用している利用者が存在する

☞事業者は、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、緊急的又は短期的な利用に限って宿泊サービスを提供しなければならないため、やむを得ない事情により連続した利用が予定される場合は、指定居宅介護支援事業者等と密接に連携を図った上で、他の介護保険サービス等への変更も含め利用者の心身の状況や利用者の家族の事情等に応じたサービス提供を検討するなど、宿泊サービスの趣旨に鑑みたサービス提供を行うことが必要です。

②従業員の勤務体制について

- ・従業員の勤務体制が定められていない
- ・従業員の始業及び終業時刻の記録がない

☞事業者は、宿泊サービスの提供を行う時間帯を通じて、夜勤職員として介護職員又は看護職員を常時1人以上確保し従業員の勤務体制を定めておかなければならないため、労働基準法を遵守した適正な記録を行うことが必要です。

③利用定員について

- ・利用定員を超えたサービス提供を行っている

☞事業所の利用定員は、当該指定通所介護事業所等の運営規程に定める利用定員の2分の1以下かつ9人以下とし、設備基準を満たす範囲でなければならないため、利用定員を超過してのサービス提供を行わないよう留意することが必要です。

④宿泊室の利用方法について

- ・プライバシーが確保されていない
- ・定められた面積が確保されていない

☞事業所における宿泊室の定員は、1室あたり1人、床面積は7.43平方メートル以上とし、利用者のプライバシーが確保されたものでなければならないことに留意することが必要です。

⑤身体的拘束の取り扱いについて

- ・ベッドを壁と柵で囲む身体拘束を行った事例が確認され身体拘束に関する記録がない

☞事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急かつやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならず、身体拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しなければならないため、身体拘束によってもたらされる身体的、精神的及び社会的弊害について認識し身体拘束の廃止に向けて事業所全体で取り組むことが必要です。

3. (介護予防) 認知症対応型通所介護 における指摘事項

①第三者評価の実施状況の説明について

- ・第三者評価の実施状況の説明が行われていない

☞事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならないため、重要事項説明書等に記載するよう留意することが必要です。

②重要事項の掲示について

- ・運営規程の概要等の重要事項が掲示されていない

☞事業者は、事業所の見やすい場所に運営規程の概要、介護従業者の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示することが必要です。

③運営推進会議における記録の公表について

- ・運営推進会議の記録が公表されていない

☞事業者は、運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならず、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより事業所による利用者の抱え込みを防止し、地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保を図ることが必要です。

④延長サービスを行った場合の加算の算定について

- ・所要時間 8 時間未満の前後に連続して延長サービスを提供し加算を算定している

☞指定地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合の加算については、所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定地域密着型通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合に算定できる加算です。

4. (介護予防) 認知症対応型共同生活介護における指摘事項

①第三者評価の実施状況の説明について

- ・第三者評価の実施状況の説明が行われていない

☞事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならないため、重要事項説明書等に記載するよう留意することが必要です。

②入居時の確認について

- ・入居の際に認知症であることの確認がされていることがわからない利用者が存在する
- ・診断書等の確認書類の日付が入居日以降の日付となっている

☞事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により入居申込者が認知症であることの確認をしなければならず、指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症であるものについて提供されるものであることから、必ず主治の医師の診断書等により確認をしたうえで指定認知症対応型共同生活介護の提供を開始することが必要です。

③サービスの提供に関する被保険者証への記載について

- ・被保険者証に入居日が記載されていない

☞事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならず、指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けている者が居宅療養管理指導以外の居宅サービス及び施設サービスについて保険給付を受けることができないことを踏まえ、他の居宅サービス事業者等が当該利用者が指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けていることを確認できるよう、記載することが必要です。

④利用者負担割合の確認について

- ・利用者の負担割合を確認した旨の記録がない

☞事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けなければならないため、利用者の負担割合を確認した際には確認した旨の記録を残すことが必要です。

⑤身体的拘束等の適正化について

- ・身体的拘束等の適正化を図るための必要な措置が講じられていない

☞事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため下記に掲げる措置を講じることが必要です。

- 一．身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともにその結果について介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること
- 二．身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- 三．介護従業者その他の従業者に対し身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

⑥認知症対応型共同生活介護計画の作成

- ・認知症対応型共同生活介護計画の短期目標の期間が終了している

☞事業所の計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行わなければならないため、目標期間が終了した際には計画を見直し必要に応じ変更を行うことが必要です。

⑦重要事項の掲示について

- ・運営規程の概要等の重要事項が掲示されていない

☞事業者は、事業所の見やすい場所に運営規程の概要、介護従業者の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示することが必要です。

⑧運営推進会議における記録の公表について

- ・運営推進会議の記録が公表されていない

☞事業者は、運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより事業所による利用者の抱え込みを防止し、地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保を図ることが必要です。

5. 居宅介護支援における指摘事項

①サービスの質の評価について

- ・自己評価に関する取組が実施されていない

☞事業者は、自ら提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないため、利用者及びご家族へのアンケート聴取や従業者等による自らの業務に係る評価など、定期的な自己評価に取り組む必要があります。

②アセスメントの実施について

- ・生活状況等について十分に把握できていない
- ・解決すべき課題を導き出せていない

☞介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の有する能力や既に提供を受けている指定居宅サービス、介護者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する必要があります。

③居宅サービス計画の説明及び同意について

- ・居宅サービス計画の変更の際に文書による同意がない
- ・同意日が印字されている

☞介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書による同意を得ることが必要です。

④居宅サービス事業者等に対する個別サービス計画の提出依頼

- ・個別サービス計画の提出を求めたことが確認できない

☞介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認する必要があります。

⑤モニタリングの実施について

- ・居宅サービス計画の実施状況について十分に把握できていない
- ・モニタリングの結果を踏まえた居宅サービス計画の見直しを行っていない
- ・モニタリングを実施していない月が存在する

☞介護支援専門員は、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、利用者の解決すべき課題の変化に留意し、解決すべき課題の変化が認められる場合等必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連携を行うことが必要です。

⑥居宅サービス計画の軽微な変更について

- ・軽微な変更を行った際の利用者の同意が確認できない

☞介護支援専門員は、居宅サービス計画について利用者の希望による軽微な変更を行う場合には、居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行う必要がないものとされているが、軽微な変更を行った際には変更箇所を明確に記載し、利用者又はその家族に対する説明を行い、利用者の同意を得るよう努めることが必要です。

⑦医療サービスの利用について

- ・主治の医師等の意見を求めたことが確認できない
- ・主治の医師等へ居宅サービス計画を交付したことが確認できない

☞介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、居宅サービス計画に位置付ける場合には主治の医師等の指示があることを確認するとともに、意見を求めた主治の医師等に対し居宅サービス計画を交付することが必要です。

⑧軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

- ・市による判定結果が不承認となったにも関わらず居宅サービス計画へ位置付けされている

☞要介護1である者に対する「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」の貸与については原則として算定できないが、医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されていることについて、市町村が書面等確実な方法により確認することによりその要否を判断するものであることに留意することが必要です。

⑨重要事項の掲示について

- ・運営規程の概要等の重要事項が掲示されていない

☞事業者は、事業所の見やすい場所に運営規程の概要等の重要事項を掲示し、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図ることが必要です。

⑩事故発生時の対応について

- ・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するための様式等が整備されていない

☞事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないため、事故発生時の速やかな対応ができるような体制を整えることが必要です。

⑪ 会計の区分について

- ・事業所ごとの会計が区分されていない

☞事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業所の会計とその他の事業の会計とを区分する必要があります。

⑫ 労働条件の明示について

- ・労働条件についての書面による交付が行われていない

☞労働基準法第 15 条により、労働者を雇い入れたときは、下記の事項について書面の交付による明示を行う必要があります。

- 一. 契約期間に関する事
- 二. 期間の定めがある契約を更新する場合の基準に関する事
- 三. 就業場所、従事する業務に関する事
- 四. 始業・就業時刻、休憩、休日などに関する事
- 五. 賃金の決定方法、支払時期などに関する事
- 六. 退職に関する事